

## 通関協議会（本関地区）

（令和2年4月開催関係）

令和2年4月7日（火）開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

### ○配布資料（議題）

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の輸入通関について
2. NACCS業務コード（品目コード）の変更について
3. 国内分類例規の一部改正について

次回開催予定日 令和2年5月12日（火） 12:00～

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

令和2年4月2日

一般社団法人 日本通関業連合会 御中

財務省関税局業務課

新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の輸入通関について(周知依頼)

平素より税関業務にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、関税局・税関におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、  
救援物資やライフラインを確保するための物資等緊急に通関を行う必要のある  
物品の輸出入通関については、優先して通関を行うこととしております(税関HP  
参照)。

つきましては、マスク、消毒液、防護服等の新型コロナウイルス感染症対策関  
連の物品の輸入通関を予定されている場合には、通関手続(輸入申告)を予定し  
ている税関官署に対し、可能な限り早期かつ前広に情報共有いただけるよう、貴  
連合会々員店者(通関業者)にご周知方よろしくお願い申し上げます。

また、併せて、このような物品を輸入されている輸入者に対しても、通関業者  
を介しご周知くださいますようご協力いただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について

税関HP：[https://www.customs.go.jp/news/news/20200304\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/news/news/20200304_index.htm)

## NACCS 掲示板からの転載

### 【利用者の皆様へ】業務コードの変更内容について

公開日2020年03月30日

令和2年3月30日（月）付で変更をお知らせしました業務コード集（「5. NACCS 用品目コード（輸入）」（共通）および「5-2. 旧品目表に基づく EPA 税率が適用される品目一覧表」（共通））について、以下の内容を新設しておりますのでお知らせいたします。

ご不明な点につきましては、最寄りの税関までお問い合わせください。

#### ○「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」（共通）

番号・細分	NACCS用品目コード	備考	修正区分
030499991	+	030499991 4 くろまぐる（トゥヌス・ティヌス）	新設
		030499002 2 くろまぐる（トゥヌス・オリエンタリス）	

#### ○「5-2. 旧品目表に基づく EPA 税率が適用される品目一覧表」※「2012 年～」シート

番号・細分	NACCS用品目コード	備考	修正区分
030449210	+	030449001 2 くろまぐる（トゥヌス・ティヌス）	新設
		030449002 3 くろまぐる（トゥヌス・オリエンタリス）	
030459291	+	030459001 6 くろまぐる（トゥヌス・ティヌス）	新設
		030459002 0 くろまぐる（トゥヌス・オリエンタリス）	

令和2年4月  
横浜税関

## 国内分類例規の一部改正について

本年3月31日付の輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部改正により、関税率表第5804.21号の国内細分2の「その他のもの」に新たに「リバーレース」(統計細分022)の品目追加が行われました。これを受けて、同日付で国内分類例規に「5804.21 1. リバーレース」が新たに追加され、4月1日申告分から適用となっております。

今回の分類例規の改正により、関税率表第5804.21号の「リバーレース」には、リバーレース機で作られたレース(糸の撚り合わせ組織)が分類され、ラッセル機で作られた類似のレース(ラッセルレース:編み組織)は「リバーレース」には含まれないことが規定されたほか、①量産化されたレースで、デザイン(レース柄)が単調である、②ほつれ線を有する、又は③スカラー部(端部分)に残糸が確認できる、といった三つの一般的特徴のうちいずれかを有するものは「リバーレース」には該当しないことが規定されました。

詳細については、税関HPに掲載されております「新旧対照表」によりご確認のうえ、輸入申告等の際の参考としてください。

### 【税関HP掲載場所】

<https://customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2020tsutatsu/2020tsutatsu0421/index.htm>

問合せ先 業務部関税鑑査官 045-212-6156
-------------------------------

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><b>5804.21</b></p>	<p><b>1. リバーレース</b></p> <p><u>関税率表第5804.21号 - 2 (1) A に規定する「リバーレース」</u>  <u>とは、機械製のレースの一種で、たて糸にボビン糸をからませ</u>  <u>複雑な模様を作るリバーレース機で作られたものをいい、その</u>  <u>柄は繊細で美しく、立体的な模様が施されている。</u></p> <p><u>ただし、リバーレースの代替えとしてたて編みのラッセル機</u>  <u>（編み機）で作られたものは「リバーレース」には含まれない。</u>  <u>これらはリバーレースに近い精工な柄が施されており、薄く平</u>  <u>らな仕上がりで、透かし穴のある柄が特徴的である。</u></p> <p><u>次に掲げるいずれかの一般的特徴を有するものは、「リバー</u>  <u>レース」に該当しない。</u></p> <p>(1) <u>量産化されたレースで、デザイン（レース柄）が単調の</u>  <u>もの。</u></p> <p>(2) <u>ほつれ線を有するもの。（編み目がほつれないように加</u>  <u>工を施したもの。）</u></p> <p>(3) <u>スカラー部（端部分）に残糸が確認できるもの。</u></p>		<p>（新 規）</p>